

## 【プロバイダー規約に関するよくある質問】

◆Q1. プロバイダーコース basic やプロバイダーコース advanced に参加しなければ、プロバイダー資格は申請できないのでしょうか？ 母性内科 学会総会に出席して、演題を 1 題出すと、それだけで必要単位の 20 単位を得られる計算になるのですが…

◆A1. はい、プロバイダーコース basic とプロバイダーコース advanced をそれぞれ 1 回以上受講していただくことが、プロバイダー資格取得の必須条件となります。

プロバイダーコース basic および advanced は、取得単位に関わらず受講いただきますようお願いいたします。

◆Q2. 母性内科プロバイダー制度規約内の研修症例要約の内容は、どのようになりますか？

◆A2. 先生方の各専門分野の疾患の合併妊娠の要約を、所定の形式に従って記載していただくようお願いいたします。要約には、簡単な経過と妊娠転帰、内科・産科との間で行われたカンファレンス（または personal communication）の内容が記載されることが望ましいです。例えば、腎臓専門医をお持ちの先生であれば、IgA 腎症などの糸球体疾患合併妊娠や、多発 嚢胞腎合併妊娠、慢性腎臓病合併などを合わせて 5 例提示して頂ければと思います。腎高血圧分野の場合、妊娠高血圧腎症、代謝・内分泌分野の場合、妊娠糖尿病をそれぞれ 2 症例まで含むことを許容します。

◆Q3. 学会単位について

Q3-1. 母性内科学会の単位に、今までの 2 回の母性内科学会の参加分は認められますか？ 規約制定後（＝第 3 回）からでしょうか？

A3-1. 規約制定後（2018 年 2 月）からの学会出席が単位取得の対象となります。

Q3-2. 1 回の学会に共同演者として 2 つ演題をだしたら、 $5 \times 2 = 10$  点になりますか？

A3-2. はい。なります。